

共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務] 新旧対照表

現行条文(令和2年10月)						新条文(令和3年10月)						備考		
章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
1		102				用語の定義		1		102	31		用語の定義	「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
1		102				用語の定義		1		102	32		用語の定義	「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
1		102				用語の定義		1		102	33		用語の定義	「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
1		102	31			用語の定義	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。	1		102	34		用語の定義	「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
1		109	2			照査技術者及び照査の実施	(5)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。	1		109	2		照査技術者及び照査の実施	(5)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名(署名または押印を含む)のうえ主任技術者に提出するものとする。
1		118	4			成果品の提出	受注者は、「土木設計業務等の電子納品運用に関するガイドライン(案)」などを参考に、電子データにより成果品を提出するものとする。	1		118	4		成果品の提出	受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】(国土交通省・平成30年3月)」に基づくものとする。
1		120	3			検査	(2)地質・土質調査業務管理状況の検査 地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品運用に関するガイドライン(案)」などを参考にするものとする。	1		120	3		検査	(2)地質・土質調査業務管理状況の検査 地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】(国土交通省・平成30年3月)」に基づくものとする。
2		204				成果品	(3)採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。	2		204			成果品	(3)採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。

共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務] 新旧対照表

現行条文(令和2年10月)						新条文(令和3年10月)						備考	
章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)
5	1				孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)		5	1				孔内載荷試験	
5	1	501			目的	孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。	5	1	501			目的	孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。
5	1	502	1		試験等	試験方法及び器具は、JGS1421に準拠して行うものとする。	5	1	502	1		試験等	試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ポアホールジャッキ試験」によるものとする。
5	1	502	3		試験等	孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。	5	1	502	3		試験等	孔内載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。
5	1	503			成果品	(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421に準拠して整理し提出するものとする。	5	1	503			成果品	(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ポアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。